

議案第48号

七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月6日提出

七飯町長 杉原 太

七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「55,890円」を「56,925円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される七飯町議会議員及び七飯町長の選挙について適用する。